

# 兵庫県労働保険指導協会だより

令和元年 冬号

2020年4月より

## 民法(債権関係)の大改正の概要…P2

★改正概要(消滅時効、法定利率、保証、約款など)

★保証制度の改正概要(個人の根保証契約ルール、情報提供義務)

健康保険&厚生年金保険の

## 保険料に関する基礎知識…p3

## 2019年10月の法改正に伴う随時改定をお忘れなく…p 4~5

★随時改定の概要

★固定的賃金の変動とは? / 標準報酬月額とは? / 随時改定の特例

令和元年度

## 地域別最低賃金…p6~7

★月給・日給の方も最低賃金以上かどうかの確認をお願いします

## 社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:パート・アルバイトの社会保険への加入義務



令和元年第3期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します



労働保険事務組合

兵庫県労働保険指導協会

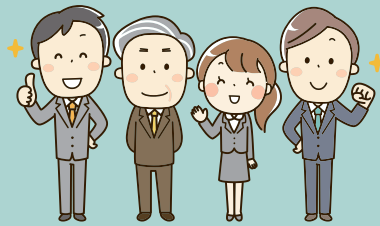


078-862-5812

特集…  
最低賃金の変更&消費税10%に伴う  
社会保険料の随時改定

# 社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)



## 法改正

29年8月より  
老齢年金を受け取るために  
必要な資格期間が  
25年→10年に短縮。



## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です(任意)。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
(飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入)



健康保険・厚生年金保険  
の保険料に関する記事は  
本誌3～5ページ。

## 法改正

28年10月より  
従業員501人以上の事業所で  
健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が広がりました。

## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が  
見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む)  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

## 法改正

雇用保険の適用拡大。  
29年1月より  
65歳以上も加入対象。

## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
(飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入)



詳しくは当会まで ☎ 078-862-5812

## 今月の深堀り知識

### Q. パート・アルバイトの方の 健康保険&厚生年金保険の加入義務は?

関連記事:3ページ「健康保険&厚生年金保険  
の保険料に関する基礎知識」

\*社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入は、**企業単位**で  
行います。社会保険に加入すべき企業については、上段の「**社会  
保険に加入しましょう**」をご覧ください。社会保険に加入  
している企業では、**本人の意思に関係なく、原則、適用要件  
にあてはまる方は全員、社会保険に加入します。**

## A.

従業員数501人以上の企業の場合

所定労働時間が週30時間以上、もしくは、①～⑤すべて  
満たす場合には、健康保険と厚生年金保険に加入の義務が  
あります。

- ① 1週間あたりの**所定労働時間が20時間以上**。
- ② 1ヶ月あたりの**所定内賃金が88,000円以上**。
- ③ **雇用期間の見込みが1年以上**であること。
- ④ **学生でないこと**。
- ⑤ **75歳以上でないこと(健康保険)。  
70歳以上でないこと(厚生年金保険)。**

従業員数500人以下の企業の場合

次にあてはまる方は健康保険と厚生年金保険に加入の  
義務があります。

「**1週間の所定労働時間**」および「**1か月の所定労働日数**」  
が、同じ企業で同じ業務を行っている正社員など一般社  
員の**4分の3以上**。ただし、**75歳以上でないこと(健康保  
険)。****70歳以上でないこと(厚生年金保険)。**

(上記要件を満たさない場合には、加入の義務はありませんが、  
社会保険に加入することについて労使で合意がなされており、  
従業員501人以上の企業の加入要件①～⑤をすべて満たす方は、  
健康保険と厚生年金保険に任意で加入することができます。)

編集と発行 労働保険事務組合 兵庫県労働保険指導協会

〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通1-1-19-307 電話:078-862-5812 FAX:078-862-5928

E-mail: info@hyogo-rouho.com URL http://hyogo-rouho.com/